

福祉用具貸与重要事項説明書 (介護予防含む)

1、事業所概要

法人名	株式会社 Sunny`s Care (サニーズケア)
事業所 所在地	神奈川県南足柄市沼田15-9
事業所 名称	Sunny`s Care 小田原 (サニーズケア オダワラ)
指定事業所番号	1472303856
管理者	清水 康宏
併設サービス	特定福祉用具販売 及び 特定介護予防福祉用具販売
指定年月日	令和5年5月1日
電話番号	0465-46-7626

2、ご利用事業所の職員体制

管理者氏名	清水 康宏
福祉用具専門相談員	3名(常勤兼務1名)

3、営業日・時間

営業日	月曜日から土曜日(年末年始12月29日～1月3日を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分(土曜日のみ午後13時30分まで)

4、月の途中での開始もしくは、終了の利用料金の計算方法について

- ① レンタル開始月の料金
利用開始日とその月の15日以前：1か月分の全額
利用開始日とその月の16日以降：1か月分の1/2の額
- ② レンタル終了月の料金
利用終了日とその月の15日以前：1か月分の1/2の額
利用開始日とその月の16日以降：1か月分の全額

5、その他の費用

福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合は、それに要する費用については利用者様の同意を得て、実費を徴収します。

6、ご利用料金の支払い方法

現金回収と引き落としにて対応させていただきます。
引き落としの場合は、利用月の翌月26日にご利用者様指定の口座よりお引き落としさせていただきます。
26日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日となります。
利用料金については、別紙「福祉用具レンタルサービス申込書」をご覧ください。
※集金・引き落とし日(期間)に関しましては、担当者から別途説明させていただきます。

7、事業の目的及び方針

- ① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に定める内容を厳守し、事業を実施いたします。
- ② 利用者様の自立の補助及び介護者の負担軽減を図る福祉用具を、常に利用者様の立場に立って選定、提供いたします。
- ③ 常にサービスの質の向上を目指し、利用者様の立場に立った自己評価を行い、それに基づく改善を図るよう努めます。
- ④ 常に安全かつ衛生的で正常な機能を有する福祉用具の貸与を行います。
- ⑤ 利用者様からの苦情に迅速かつ適切に対応するよう努めます。

8、相談や苦情について

- ①Sunny's Care 小田原 相談担当者：清水 康宏
電話： 0465-46-7626
受付時間：午前8時30分～午後5時30分
※公的機関においても、次の機関に届け出等が出来ます。
- ② 神奈川県国民保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係
電話 :045-329-3447
- ③ 各市町村相談窓口一覧

小田原市	高齢介護課 電話	【0465-33-1841】
南足柄市	高齢介護課 電話	【0465-73-8057】
秦野市	介護保険担当 電話	【0463-82-9616】
松田町	福祉課 電話	【0465-83-1226】
開成町	福祉介護課 電話	【0465-83-2331】
大井町	福祉課 電話	【0465-83-8024】
山北町	福祉課 電話	【0465-75-3642】
中井町	健康課 高齢介護班 電話	【0465-81-5546】
箱根町	福祉課 電話	【0460-85-7790】
二宮町	高齢介護課 電話	【0463-73-0134】

9、事故発生時の対応

- ①利用者様に対する福祉用具貸与サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者様の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②利用者様に対する福祉用具貸与サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行います。
- ③事故が発生した際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

10 レンタル品等の故障・不具合が生じた場合は弊社までご連絡ください。

- ①Sunny's Care 小田原 清水 康宏
電話： 0465-46-7626

11 通常の事業の実施地域は、小田原市・南足柄市・秦野市・松田町・開成町・大井町・山北町・中井町・箱根町・二宮町とする。

レンタル期間中は、定期的に電話等での使用状況確認、または出張にての点検をさせていただきます。不具合や事故が生じた場合は、至急ご連絡をお願いいたします。

重要事項について文章を交付し、説明しました。

福祉用具貸与事業者 所在地 神奈川県南足柄市沼田15-9

代表者 代表取締役 清水 康宏 (印)

説明者 (印)

私は重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。
令和 年 月 日
住所

利用者 氏名 (印)

代理人又は
立会人 住所

続柄 () 氏名 (印)